

議 会 資 料	議案第 40 号
水 産 課	

志摩市漁港管理条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

「漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律」（令和5年5月26日法律第34号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、同法の名称が「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に変更されることとなったため、改正前の法令名を引用している志摩市漁港管理条例について、所要の改正を行うものです。

2. 改正する条例の要点

改正法の施行に伴い、同法律を引用している条文の修正及び一部追加を行います。

3. 改正による効果等

本改正により、上位法令との整合性が図られます。

志摩市漁港管理条例(平成16年志摩市条例第177号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港漁場整備法</u> (昭和25年法律第137号。以下「法」という。)の規定に基づき、市が管理する漁港(以下「漁港」という。)の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(土砂採取料等)</p> <p>第16条 漁港の区域内の水域(市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について法第39条第1項の規定による<u>採取又は</u> 占用の許可を受けた者</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____ (以下「採取者等」という。)からは、別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料(以下「土砂採取料等」という。)を徴収する。ただし、<u>同条第4項</u> に規定する者については、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>(昭和25年法律第137号。以下「法」という。)の規定に基づき、市が管理する漁港(以下「漁港」という。)の維持管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(土砂採取料等)</p> <p>第16条 漁港の区域内の水域(市以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について法第39条第1項の規定による<u>採取若しくは</u> 占用の許可を受けた者又は<u>法第43条第4項に規定する認定計画実施者(法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項(水面又は土地の占有に係るものに限る。))又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。)</u>(以下「採取者等」という。)からは、別表第2に掲げる土砂採取料又は占用料(以下「土砂採取料等」という。)を徴収する。ただし、<u>法第39条第4項</u> に規定する者については、この限りでない。</p> <p>2 (略)</p>